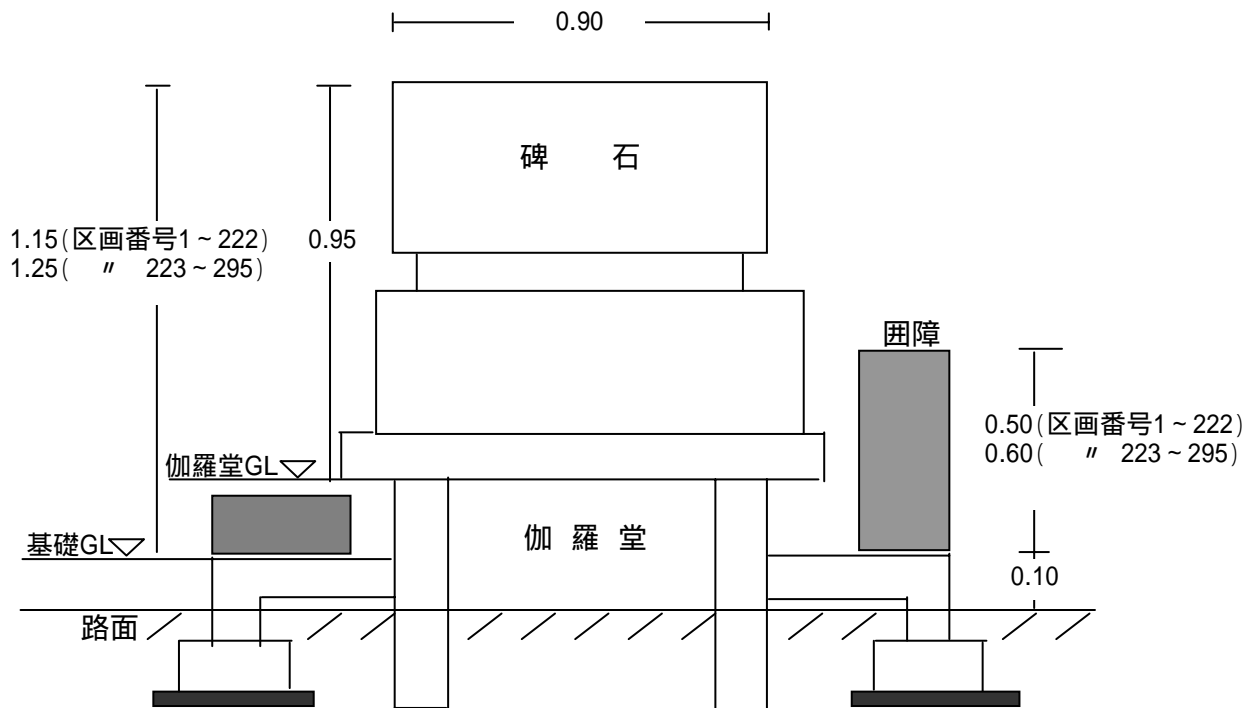


口栗野公園墓地内墓碑等工事基準

5号墓地の墓碑等の設置に関する基準は、次のとおりとする。(単位:メートル)

高さの基準	全体の高さ	囲障の高さ	盛土の高さ	墓碑及び墓標の高さ	墓石の幅	形象類の高さ	樹木の高さ
外柵基礎	区画番号1から222までは、1.15以内 区画番号223から295までは、1.25以内	区画番号1から222までは、0.50以内 区画番号223から295までは、0.60以内	0.20以内	伽羅堂の高さから0.95以内 碑石は伽羅堂前面より0.65の位置を中心とする。	0.90以内	0.75以内	0.95以内

- 1 墓碑は、1区画に1基を設置し、碑石は様式の墓石規格とする。
- 2 上屋類は、板塀又は竹垣を設けることはできない。
- 3 隣接の区画に障害となる植樹をすることはできない。
- 4 生長の著しい樹木を植えることはできない。
- 5 墓地の囲障(外柵)の基礎及び伽羅堂は、市で既に設置したものを使用しなければならない。
- 6 焼骨の埋蔵については、墓地内に葬祭具一式の持込みを禁止する。
- 7 塔婆については、焼骨の埋蔵又は祭事後7週間以内に取り除かなければならない。



(この寸法は最高規格寸法です。参考図面)